

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品 移動平均法による原価法
仕掛品 個別法による原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産
定額法によっております。
主な耐用年数は次のとおりであります。
建物附属設備 8年～15年
機械装置 9年
工具器具備品 4年～15年
無形固定資産
定額法によっております。
なお自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年間)に基づく定額法によっております。
- (3) 繰延資産の処理方法
新株発行費
支出時に全額費用として処理しております。
- (4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。